

# 大川市人事行政の運営等の状況の公表について

人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、「大川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務条件など人事行政運営等の状況について、次のとおり公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の任免

①職員の採用・退職の状況(平成30年4月2日から平成31年4月1日)

職 種	平成30年4月1日現在	退職者	採用者	平成31年4月1日現在
一般事務職・技術職	227 人	4 人	6 人	229 人
看護・保健職	9 人	1 人	0 人	8 人
保育士	5 人	0 人	1 人	6 人
消防職	45 人	45 人	0 人	0 人
技能労務職	15 人	2 人	1 人	14 人
合 計	301 人	52 人	8 人	257 人

(注) 退職者は、消防広域化に伴う久留米広域消防本部派遣者を含む。採用者は、同消防本部派遣のため消防吏員を含めない

②事由別離職者数(平成30年4月2日から平成31年4月1日)

区分	定年退職	勸奨退職	その他	広域消防派遣者	合計
人数	4 人	2 人	3 人	43 人	52 人

③職員採用試験の状況(平成30年度実績)

職 種	申込者数	受験者数(A)	合格者数(B)	競争率 (A)/(B)
一般事務職	58 人	36 人	3 人	12.0 倍
保育士	5 人	4 人	1 人	4.0 倍
土木技術	5 人	4 人	1 人	4.0 倍
消防吏員	278 人	192 人	4 人	48.0 倍

(注) 消防吏員は、久留米広域消防本部へ派遣

### (2) 職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由

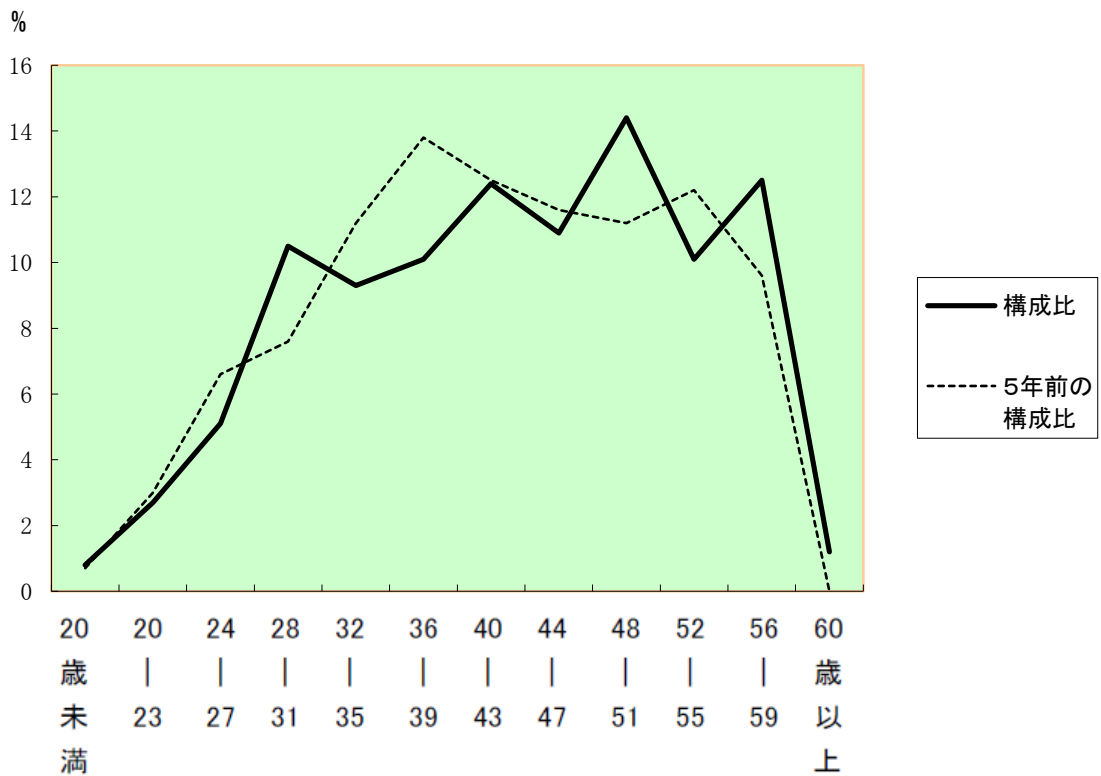
(単位:人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	消防団業務増、道の駅設置推進業務増など 再任用職員配置による減 社会福祉協議会へ1名派遣、保育士1名増など ごみ焼却業務の見直し、再任用職員配置による減など
		総 務	54	58	4	
		税 務	20	18	△ 2	
		民 生	30	34	4	
		衛 生	20	17	△ 3	
		労 働	1	1	0	
		農林水産	24	24	0	
		商 工	7	7	0	
	土 木	34	33	△ 1	立会い業務を農業一般部門に移管による1名減	
		計	194	196	2	
	教育部門	25	26	1	再任用フルタイム配置による1名増	
	消防部門	45	0	△ 45		
	小 計	264	222	△ 42		
公営企業等	水 道	9	9	0	公会計移行業務完了による1名減 欠員不補充	
	下 水 道	7	6	△ 1		
	そ の 他	21	20	△ 1		
	小 計	37	35	△ 2		
合 計		301	257	△ 44		
		[ 381 ]	[ 333 ]	[ △48 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除きます。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	7人	13人	27人	24人	26人	32人	28人	37人	26人	32人	3人	257人

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
普通会計部門	一般行政部門	188	191	191	191	194	196	8 (4.3%)
	教育部門	31	27	27	27	25	26	△5 (△16.1%)
	消防部門	45	46	45	45	45	0	△45 (△100.0%)
	小計	264	264	263	263	264	222	△42 (△15.9%)
公営企業等会計部門	水道	10	10	10	10	9	9	△1 (△10.0%)
	下水道	7	7	7	7	7	6	△1 (△14.3%)
	その他	21	21	22	21	21	20	△1 (△4.8%)
	小計	38	38	39	38	37	35	△3 (△7.9%)
合計		302	302	302	301	301	257	△45 (△14.9%)

2 人事評価の状況

人事評価については、年2回(上・下半期)、全ての正規職員を対象に能力評価及び勤務態度評価を実施しています。成績優秀者に対して勤勉手当への反映を行っています。業績評価について、令和2年度の本格実施に向けて、現在試行を実施しています。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 総括

##### ①人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成30年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 平成29年度の人件費率
30年度	34,207人	16,036,682千円	121,625千円	2,658,372千円	16.6%	17.5%

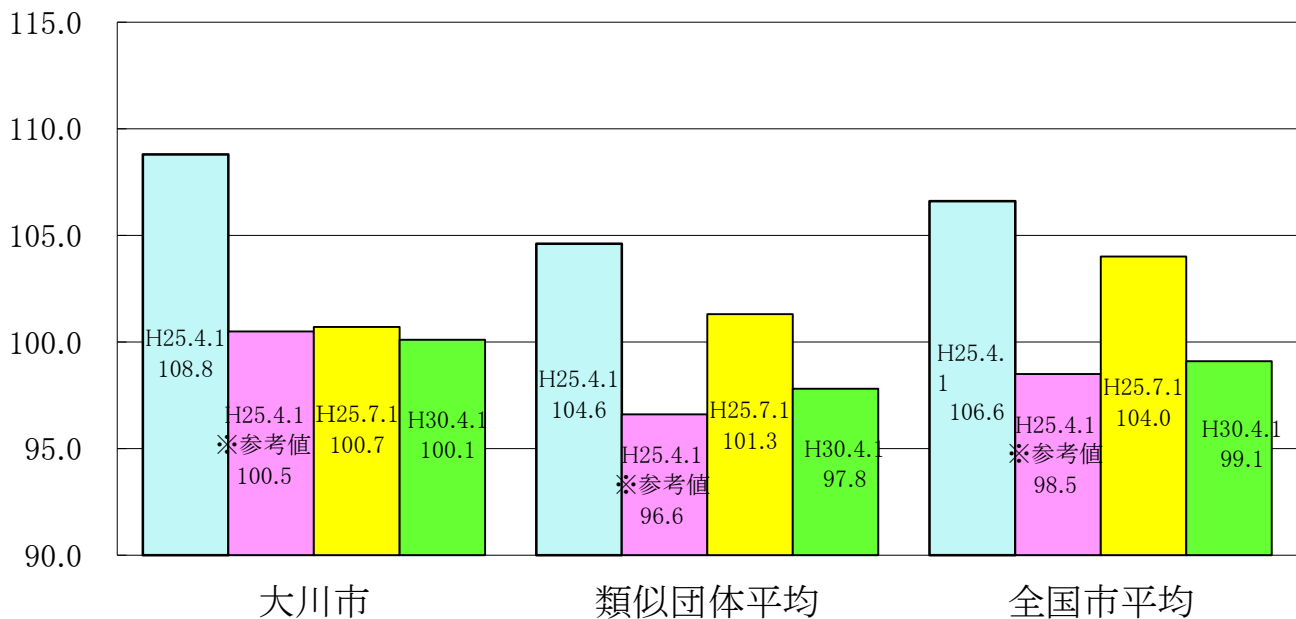
- (注) 1 この人件費には、一般職員の給与のほか市長などの特別職、市議会議員及び行政委員会委員などの非常勤特別職、事業費支弁に係る職員に支払われる給料・報酬などが含まれています。  
2 普通会計は、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道及び上水道の各事業会計を除いたものです。

##### ②職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
30年度	264人	1,055,310千円	171,157千円	431,730千円	1,658,197千円	6,281千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

##### ③ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による措置が無いとした場合の値です。  
(注) 大川市は平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、平均6.8%程度の給与減額を行っています。

#### (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

##### ①職員の平均年齢及び平均給料月額の状況(各年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
平成31年度	329,307 円	42.9 歳	364,471 円	52.4 歳
平成30年度	326,297 円	42.4 歳	372,413 円	51.8 歳

②職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		大 川 市	福 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	186,700 円	180,700 円
	高 校 卒	153,000 円	152,500 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	153,000 円	—	—

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	267,600 円	302,200 円	358,100 円
	高 校 卒	228,000 円	274,800 円	308,100 円
技能労務職	高 校 卒	228,000 円	274,800 円	308,100 円

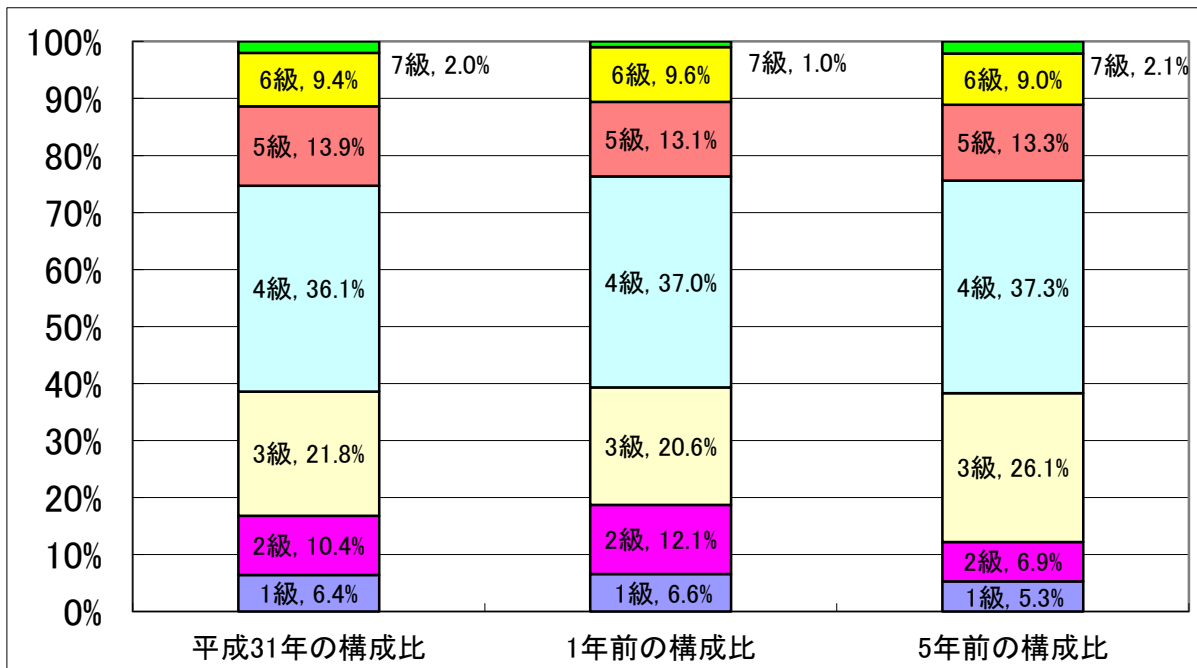
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事 技 師	13 人	6.4%
2 級	主任主事 主任技師	21 人	10.4%
3 級	企画主査 技術主査	44 人	21.8%
4 級	係長 主任主査、現場主任	73 人	36.1%
5 級	課長補佐	28 人	13.9%
6 級	課長	19 人	9.4%
7 級	課長	4 人	2.0%

(注) 1 大川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (4) 職員の手当の状況

##### ① 期末手当・勤勉手当

大 川 市	福 岡 県	国
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%
1人当たり平均支給額(平成30年度決算) 1,593 千円	—	—

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合を示しています。

##### ② 退職手当 (平成31年4月1日現在)

大 川 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 17,502 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### ③ 地域手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)	1,569 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	784 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	0 %	0 人	0 %
東京都特別区	20 %	2 人	20 %

##### ④ 特殊勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	健康課(保健センター)職員	伝染病患者等の救護又は伝染病菌の付着した物件の処理作業	日額 200円
行旅死亡人収容手当	福祉事務所職員	行旅死亡人の収容	1体あたり 800円
死体取扱手当	民間委託により対象職員なし	老人ホームに入所している者が死亡した場合の取扱業務	1体あたり 800円

⑤時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	65,999 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	248 千円
支給実績(平成29年度決算)	64,093 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	245 千円

⑥その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する 被扶養者の続柄等により1人当たり6,500円～10,000円	同じ	—	42,912 千円	237,080 円
住居手当	借家もしくは借間に居住し、一定額を超える家賃などを支払っている職員、および世帯主である職員で自らの所有にかかる住宅に居住する職員に支給する 借家・借間 最高 27,000円	同じ	—	23,317 千円	284,352 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する 基礎額30,000円に職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて8,000円～70,000円を加算した額	同じ	—	1,824 千円	912,000 円
通勤手当	交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員で、片道2km以上の職員に支給する 自動車等の使用者 2,500円～15,600円 交通機関等の利用者 55,000円以下については運賃等相当額	異なる	使用距離区分について異なる	14,569 千円	63,618 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた場合に支給する 1回4,200円	異なる	勤務時間が4時間未満の場合に半額支給している	4 千円	4,200 円
休日勤務手当	国民の祝日及び年末年始の休日に勤務を命ぜられた場合に支給する 勤務1時間あたりの給与額×(135/100～160/100)	同じ	—	16,000 千円	160,004 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して支給する 勤務1時間あたりの給与額×(25/100)	同じ	—	2,722 千円	57,925 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給する 課長 給与月額12/100			14,850 千円	571,156 円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要、その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給する 1回 6,000円	同じ	—	36 千円	7,200 円

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	819,000 円	(参考)平成30年度類似団体における最高/最低額 980,000 円/ 430,000 円	
	副 市 長	665,000 円	794,000 円/ 512,000 円	
	教 育 長	593,000 円	— 円/ — 円	
報 酬	議 長	424,000 円	528,000 円/ 327,000 円	
	副 議 長	379,000 円	462,000 円/ 279,000 円	
	議 員	360,000 円	431,000 円/ 259,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長 教 育 長	(平成30年度支給割合) 3.35 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成30年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	退職の日の給料月額×勤務月数×40/100	15,725千円	任期毎
	教 育 長	退職の日の給料月額×勤務月数×25/100	7,980千円	任期毎
	備 考	退職の日の給料月額×勤務月数×20/100	4,270千円	任期毎
		(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長及び副市長は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。		

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況 (平成31年4月1日現在)

勤 務 時 間			休 憩 時 間	週 休 日・休 日
1週間の勤務時間	始 業 時 刻	終 業 時 刻		
38時間45分 (1日=7時間45分)	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで	土曜日及び日曜日 祝日法に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで

(注) 清掃センター、保育園、子育て支援センター、図書館、ふれあいの家などに勤務する職員については、所属長が任命権者の承認を得て勤務時間、休憩時間、週休日等を別に定めています。

(2) 休暇等制度の概要 (平成31年4月1日現在)

休暇の種類	内 容
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とする休暇。
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、医師の証明などに基づいて最小限度必要と認める期間、その治療に服させることを目的とする休暇。
特 別 休 暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務義務を免除される休暇。
介 護 休 暇	職員が、病気や高齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母または子などの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇。
育 児 休 業	地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員が子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業を取得することできる。
部 分 休 業	部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、1日2時間までを限度として休業が認められるもの。

(3) 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数 (H30.1.1~H30.12.31)	7.6 日
-------------------------------	-------

(4) 病気休暇の取得状況 (平成30年度実績)

	男性職員	女性職員	合計
人数	11人	6人	17人
延べ日数	210.0日	249.0日	459.0日

(5) 介護休暇の取得状況 (平成30年度実績)

	男性職員	女性職員	合計
人数	0人	1人	1人
延べ日数	0.0日	5.0日	5.0日

## 5 職員の休業に関する状況

「休業」とは、職は保有するものの職務に従事しないというもので、分限処分である「休職」と同様の性格を有していますが、本人の請求により認められる点が「休職」とは異なります。

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となっています。

介護休業は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護を行うことを目的とした制度です。

取得者の状況 (平成30年度実績)

休業の種類	育児休業	介護休業	合計
人数	7人	0人	7人
	4人	0人	4人

(注) 上段は、平成30年度に新たに取得した者、下段は平成29年度以前から引き続き取得している者の人数です。

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任、降給及び休職があります。

分限処分者の状況 (平成30年度実績)

区分	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	1人	1人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	1人	1人

### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

懲戒処分者の状況 (平成30年度実績)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法律に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は服務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人



## 7 職員のサービスの状況

### (1) 公務員の服務規律の概要

地方公務員法第30条において、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされており、この基本原則を実現するために種々の義務を課しており、「職務上の義務」と「身分上の義務」に分類されます。

職務上の義務	法令及び上司の職務上の命令に従う義務
	職務に専念する義務
	争議行為の禁止
身分上の義務	信用失墜行為の禁止
	秘密を守る義務
	政治的行為の制限
	営利企業等の従事制限

地方公務員法第35条では、職員の職務に専念する義務について定められていますが、法律又は条例に特別の定めがある場合に限り、これを免除することができます。本市の条例では、研修を受ける場合、健康診断等を受ける場合、任命権者が特に定める場合には、職務専念義務を免除できる旨定められています。

### (2) 営利企業等の従事の状況

地方公務員法第38条において、職員は営利企業等に従事することを制限されていますが、公務に影響を及ぼさないと認められるものについては、任命権者の許可を得て営利企業等に従事することができます。

営利企業等従事許可申請の状況（平成30年度実績）

申請件数	許可件数
7件	7件

## 8 職員の退職管理の状況

地方公務員の退職管理の適正化を目的に、職員の再就職に関し、透明性、公平性を確保のため、退職管理の適正化の規定の準備を現在進めています。

## 9 職員の研修の状況

職員の研修の状況（平成30年度実績）

研修区分	研修の内容や主催者等	延べ受講者数
一般研修	新規採用職員研修	52人
	一般職員研修	11人
	新任係長研修	14人
	新任管理職研修	3人
専門研修	福岡県市町村職員研修所	31人
	日本経営協会	8人
	福岡県建設技術情報センター	7人
	九州自治体情報システム協議会	2人
	その他(九州地区用地対策連絡会等)	3人
その他研修	SDGs研修	149人
	メンタルヘルス研修	296人
	人権・同和研修	28人
	その他(ダイバーシティ研修、ユニバーサルマナー研修等)	86人
委託派遣研修	自治大学校	1人
	全国市町村職員研修所	4人
	全国建設研修センター	1人
	中央省庁(内閣府・厚生労働省)	2人
	その他(久留米定住自立圏等)	2人
合計		700人

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の福祉の状況

#### ① 職員の安全衛生管理

職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進するため、労働安全衛生法および大川市職員労働安全衛生管理規程に基づき、安全衛生管理体制の整備を行い、安全衛生活動の推進に努めています。

#### ② 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に健康診断等を実施しています。

職員の健康診断の状況（平成30年度実績）

健診の種類	主な健診の内容等	受診者数
総合健診	全職員を対象に、福岡県市町村職員共済組合等に委託して実施	452 人
VDT健診	VDT作業従者を対象に実施	37 人
ストレスチェック	全職員を対象に、総合健診とあわせて実施	450 人

③公務災害等補償の状況

公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償及び必要な福祉事業を行い、地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を目的とするものです。

常勤(正規)職員については地方公務員災害補償基金において、非常勤職員等(特別職を含む)については大川市条例及び労働者災害補償保険法に基づき認定及び補償を行っています。

公務災害の発生状況（平成30年度実績）

区 分	件 数
公務上の災害	0 件
通勤による災害	0 件

④職員の福利厚生

職員の共済制度は、福岡県市町村職員共済組合に加入し、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業(医療関係等)、長期給付事業(年金関係)、福祉事業(健康保持増進事業等)を行っています。これらは社会保険制度の一環とされています。

また、職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、大川市職員共済会を設置し、職員の元気回復、職員に対する慶弔金等の給付その他福利厚生に関する事業を行っています。この職員互助会は、職員の会費及び市の負担金などで運営されています。

⑤職員互助会の状況（平成30年度実績）

大川市職員共済会は、会員相互の親睦と福利厚生の増進を図るために組織されており、職員の福利厚生事業全般にわたる次のような事業を実施しています。なお、職員共済会は、職員の会費及び市の負担金1,915千円などで運営しています。

事業名	内 容 等
慶弔事業	慶弔時に給付金を支給
スポーツ・文化活動助成事業	スポーツ・文化活動団体(体育部・文化部)への補助
レクリエーション事業	レクリエーション大会等の開催
リフレッシュ事業	娯楽施設等への入場料、観劇・映画鑑賞への補助
健康推進事業	体育施設等利用、インフルエンザ予防接種助成、人間ドッグへの補助
厚生施設運営事業	売店の運営
貸付事業	生活支援のための貸付

(2) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に関する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

(3) 大川市公平委員会の業務の状況（平成30年度実績）

業務の内容	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0 件
職員からの苦情相談の処理の状況	0 件